



now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

2023

1月

vol.11



年頭に想うこと

農林漁業信用基金 理事長 今井 敏

地域の農林漁業だより

山梨県農業信用基金協会

愛知県農業信用基金協会

島根県農業信用基金協会

大分県農林水産部 森との共生推進室

全国漁業信用基金協会 兵庫支所

全国遠洋沖合漁業信用基金協会

愛媛県農業共済組合

宮崎県農業共済組合

基金の運営委員等からのひとこと

農業経営の現状と課題 ～農業金融・信用基金への期待～

有限会社山形川西産直センター 代表取締役 平田 勝越

(農林漁業信用基金運営委員会委員)

政策の窓

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

農林水産省大臣官房 政策課 企画官 加藤 史彬

現場最前線

飼料費高騰に係る補填対策について

農林水産省畜産局飼料課長 富澤 宗高

肥料価格高騰対策事業について

農林水産省農産局技術普及課 課長補佐 石原 孝司

品目ごとの生産と消費

小麦の生産と消費について

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課長 平野 賢一

牛乳の生産と消費について

農林水産省畜産局牛乳乳製品課長 大熊 規義

年頭に想うこと

- 01 農林漁業信用基金 理事長 今井 敏

新年のごあいさつ

- 02 農林中央金庫 理事長 奥 和登
 03 全国農業信用基金協会協議会 会長理事 大川 良一
 04 一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則
 05 全国漁業信用基金協会 理事長 武部 勤
 06 公益社団法人全国農業共済協会 会長理事 高橋 博
 07 全国漁業共済組合連合会 会長理事 宮原 淳一

地域の農林漁業だより～保証保険を支える全国の皆さまから～

○ 農業信用基金協会だより

- 08-09 山梨県農業信用基金協会
 10-11 愛知県農業信用基金協会
 12-13 島根県農業信用基金協会

○ 林業・木材産業だより

- 14-15 大分県農林水産部 森との共生推進室 中尾 昌弘

○ 漁業信用基金協会だより

- 16-17 全国漁業信用基金協会 兵庫支所
 18-19 全国遠洋沖合漁業信用基金協会

○ 農業共済組合だより

- 20-21 愛媛県農業共済組合
 22-23 宮崎県農業共済組合

基金の運営委員等からのひとこと～私たちの制度運営を支える皆さまから～

- 24-25 農業経営の現状と課題 ～農業金融・信用基金への期待～
 有限会社山形川西産直センター 代表取締役 平田 勝越
 (農林漁業信用基金運営委員会委員 (農業信用保険業務及び農業保険関係業務))

政策の窓

- 26-27 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
 農林水産省大臣官房 政策課 企画官 加藤 史彬

現場最前線

- 28-29 飼料費高騰に係る補填対策について
 農林水産省畜産局飼料課長 富澤 宗高
 30-31 肥料価格高騰対策事業について
 農林水産省農産局技術普及課 課長補佐 石原 孝司

品目ごとの生産と消費

- 32-33 小麦の生産と消費について
 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課長 平野 賢一
 34-35 牛乳の生産と消費について
 農林水産省畜産局牛乳乳製品課長 大熊 規義

信用基金の動き等

- 36 信用基金の動き・人事異動等



年頭に想うこと

あけましておめでとうございます。

本年が皆様お一人おひとりにとって、輝かしい良い年となりますよう、心より祈念申し上げます。



一昨年から続いて、昨年も、新型コロナウイルスの感染拡大が私たちの生活に大きな影響を与えましたが、政府の新型コロナウイルス対策は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方向に移行してきています。引き続き、感染拡大防止に全力を挙げながら、「With コロナ」における社会経済活動の活性化に向けて、それぞれの立場で工夫をしながら、この難局を乗り切りたいと思います。

さて、当基金では、「With コロナ」対策というわけではありませんが、事務のマニュアル作りに取り組んでいます。

マニュアル作りを進めることによって、誰もが迷わずに、一定レベルで業務を行えるようになる、業務を標準化することで、事務の生産性向上に結びつく、仕事が属人化することを回避できる、等々を狙いにしたのですが、「With コロナ」においても有用だと考えています。

しかし、マニュアル作りは、各担当者に通常の業務の傍ら行ってもらっているの、その取組を励ます意味合いを込めて、本年度初めて、マニュアルコンテストを行いました。

部課単位で出品マニュアルを決めて、担当者がプレゼンをするという方法は、副次的に、部課の一体感が醸成される、プレゼン担当者が達成感を味わえる、といった想定外の効果もあったようで、主催者側としても手応えを感じることができました。

日々の業務は、つついマンネリ化しがちなものですが、背伸びをすれば手が届くくらいの目標を自らに課し、それを実現することで達成感を味わい、楽しく仕事することにつながるならば、こんなに望ましいことはありません。

今年の干支は、癸卯^{えとみづのとう}。いろいろな解説がある中で、「寒気が緩み、萌芽を促す年」という解説が目にとまりました。コロナ以降停滞し続けてきた世の中に、そろそろ希望が芽吹く春がやってくる年であると理解し、希望と勇気を持って一年を進んでいきたいと思っています。

独立行政法人
農林漁業信用基金 理事長 今井 敏

新年のごあいさつ

農林中央金庫
理事長

奥 和登



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃よりJAバンク、JFマリンバンク、JForestグループの運営および当金庫の業務につきまして、多大なご支援・ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

去年は、新型コロナウイルスの感染拡大による健康面・経済面における影響が続くなか、3月の福島県沖地震、7月・8月の豪雨災害や台風14・15号などの自然災害では甚大な被害が発生しており、あらためて被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、去年の農林水産情勢を振り返りますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農林水産物の需要減退局面が継続するなか、加えてウクライナ情勢等を背景とするエネルギー価格・資材価格等の高騰が、農林漁業者・食農バリューチェーンに対し深刻な影響を与えるという難局に直面する一年となりました。足元においてもこうした状況が継続するなか、生産者への適切な資金供給をはじめ、JAバンク、JFマリンバンク、JForestグループにおける一層の機能発揮が求められているところです。

このような情勢のなか、JAバンクにおいては、信用事業施策の策定・実践のプロセスを可視化すべく、「JAバンク経営戦略シート」の作成・活用を取り進め、資金供給を中心にコンサル機能も含めた金融仲介機能を、農業・くらし・地域の各領域で発揮することで、農業者及びステークホルダー目線に立った取組を引き続き展開してまいります。

JFマリンバンクにおいては、「新たな事業運営体制構築（広域信漁連発足等）」「健全性

確保にかかる取組み」「共通インフラ整備」を土台とする持続可能な経営基盤の確立・強化に引き続き取り組んでまいります。また、漁業・漁村・資源管理に資する施策として、漁協・漁業者に対する漁業金融アプローチ活動・経営相談機能強化をはじめとする経営サポートの実践を通じて、地域・組合員・漁業者に一層貢献するJFマリンバンクを目指してまいります。

JForestグループにおいては、2050年のカーボンニュートラルの実現を見据え、森林資源を適正に管理しつつ、国産材の安定的な供給体制を構築することが肝要と考えております。一昨年秋に策定した系統運動方針に基づき、2030年の成果実現を目指して組合員サービスの向上や林産・販売事業の拡大、ICTの活用による効率化、森林由来クレジットの普及拡大などに取り組んでまいります。

足元では農林水産省が策定する「みどりの食料システム戦略」においても、食料・農林水産業のレジリエンスの確保とイノベーションの実現が求められるなか、JAバンク、JFマリンバンク、JForestグループが農業者、漁業者、林業者の幅広い資金ニーズに的確に対応できるよう取り組んでまいりますので、農業信用基金協会、ならびに独立行政法人農林漁業信用基金におかれましても、より一層の連携強化と機能発揮に向けたお力添えをお願い申し上げます。

最後となりましたが、コロナ禍が一日も早く終息しますこと、ならびに、本年が農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の一層のご発展と、皆様方のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



全国農業信用基金協会協議会
会長理事

大川 良一

明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃より当協議会の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の長期化等に伴う経済活動の抑制により、農林水産業にもその影響が広範に及びました。このような中、コロナ禍の影響を受けた農林漁業者の経営の維持・安定にご尽力いただきました関係者の皆様には、心より敬意とともに感謝申し上げます。

我が国経済は、コロナ禍を背景とする世界的な原材料高にウクライナ情勢と円安も加わり、『値上げラッシュ』の年となりました。

政府は、昨年5月に続き、10月に決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に対応するため令和4年度第2次補正予算を決定しました。その内容は、電気・ガス代抑制策や子育て支援拡大等ですが、ウクライナ情勢に起因する影響へ迅速に対処するための1兆円規模の予備費も創設され、物価安定に寄与することが期待されます。

このような状況の中、農政では、令和4年度第2次補正予算で燃料・配合飼料の価格高騰に対する補填金の交付といった「物価高騰等の影響緩和対策」、畑作物の本作化といった「食料安全保障の強化に向けた構造転換対策」、輸出促進といった「『総合的なTPP等関連政策大綱』に基づく施策の実施」が重点事項と

して掲げられております。

農協系統では、JAグループ全体で協同組合としての役割発揮を目指す中、令和4年度から3か年を期間とする「JAバンク中期戦略」において、JAバンクならではの総合事業を活かした価値提供として金融仲介機能を、農業・くらし・地域の各領域で発揮することとしています。その機能発揮の土台として、徹底的な業務効率化を図ることとしていますが、その一環として貸出システム導入等により、業務量削減を図り人材創出に取り組んでいくこととしています。

基金協会系統におきましても、2月導入予定の貸出システムとの連携が図られる全国統一の保証審査システムの稼働に向けた準備を進めているところです。

このような諸情勢を踏まえ、当協議会といたしましては、農業者等の事業・生活に係る多様な融資・保証需要に迅速かつ的確に応えられるよう各種情報の提供、関係機関との連絡・調整等、農業信用基金協会の業務の円滑な運営に資するための諸々の業務に取り組んで参る所存でありますので、皆様方には、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

農林水産業に携わる皆様方のご健勝・ご多幸をご祈念申し上げ、年始のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ

一般社団法人
全国木材組合連合会
会長

菅野 康則



新年おめでとうございます。旧年中は、皆様方には本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響の中で社会経済活動の正常化が進められた一方で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした円安、物価高騰による経済への影響が現れた年でありました。いわゆる「ウッドショック」に続き、ウクライナ侵攻で輸入木材の供給不安のおそれが広まり、需要者の国産材供給に対する期待が強まりました。経済の安全保障の観点からも輸入木材に依存してきた状況を見直す動きも感じられました。

しかし、物価高騰の影響による住宅着工の減速などから輸入木材の在庫の拡大が顕著になり、木材の需給は逆振れして緩み、一年前と大きく様変わりしました。

このような中、人工林資源が成熟期を迎え、利活用が注目されるとともに、地球温暖化防止や2050年カーボンニュートラルの実現、持続可能な森林資源の利用、地域経済への貢献などの期待が高まっていることを大きな潮流として感じております。

全木連では、昨年3月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）」に基づき、農林水産大臣と第1号の協定を結び、農林水産省、林野庁と連携し、安定供給体制の確立、木材利用のさらなる普及に向けた活動を強化することとしました。

また、6月には、森林が健全な姿で次世代に受け継がれていくため、持続性の確保された国産材の原木及び製品の生産、流通及び利用と国産材シェアの拡大を生産者・需要者が一体

となって実現するため、森林・林業・木材産業関係7団体による共同宣言を行い、今後、これらの取組を進めていくこととしております。

大きな課題の一つである都市部での木材利用の推進に関しては、全国各地で多数の木造施設の建築が進み、都市部における中高層ビル、非住宅、大手ゼネコン・不動産企業等による自社施設など、都市部での木材利用が着実に進みつつあることが実感できるようになりました。

一方で、少子化等による戸建て住宅の減少、建築費等のコストの上昇、大工不足などによる住宅着工の遅れなど木材業界の厳しい経営環境も継続しています。

このような状況の中、国産材を広く建築事業者に使ってもらえるよう、需要の拡大と併せて、木材製品の品質や生産性向上の取組や国産材の流通において需要に応じた供給が適確に行えるサプライチェーンの構築などの取組が必要であり、皆様方のご支援、ご協力をお願いしたいと考えております。

全木連としては、「ウッドファースト社会」実現に向けて木材利用推進を更に進め、都市部においても木造や木質化された建物が当たり前となる時代に向け努力してまいります。

今年の干支は癸卯（みずのと・う）です。癸卯には、「これまでの努力が花開き、実り始める」、「門が開き飛び出る」などの意味があり、「大きな飛躍」、「向上」の年とされています。

木材利用推進が花開き、森林・林業・木材産業の飛躍の年となりますこと、貴信用基金及び関係業界の益々のご繁栄、皆様方にとりまして素晴らしい一年となりますことをご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



全国漁業信用基金協会
理事長

武部 勤

新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。
皆様方には、日頃より当基金協会の運営等につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の中頃のご挨拶で、コロナ禍からの脱却を願い干支の「壬寅」にあやかっ、我が国経済及び農林水産業の回復・発展に願いを込めたところでありましたが、地球環境の変化の影響からこれまでとは異なるコースを辿った超大型化した台風や集中豪雨等は、各地に甚大な被害をもたらしました。改めて被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。

さらに、引き続き新型コロナウイルス感染症は、年末にかけての第8波の到来やインフルエンザの流行の兆しがみえており、未だ終息には至っておりませんが、一条の光として、入国に際しての水際対策も緩和され、観光地を含め、漸く、コロナ禍前の経済活動に向け、歩み出したようであります。

また、2月のロシアによるウクライナ侵攻は世界を震撼させ、世界経済に大きな影響を与えております。物価の高騰等により、政治的不安を招く等各国への影響は計り知れません。また北朝鮮による度重なるミサイル発射の影響や民主主義を脅かす事象も発生し、改めて「民主主義とは何か」、「平和とは何か」について考える機会となったのではないのでしょうか。

一方、漁業者にとっては、近年主要魚種の不漁が継続している中、北方四島周辺での操業確保への影響や北海道での赤潮の発生、海底火山噴火による軽石被害の発生等、追い打ちをかける状況となっております。

このような状況の中、政府は、昨年10月開会した臨時国会において、第二次補正予算を成立させ、物価高騰等による経営への影響緩和対策、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等、海洋環境の変化等増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化等の五つのテーマに応じた総合経済対策が講じられました。

さて、当基金協会は、合併効果の早期発現を図ることを目的として、平成30年に企画委員会を設置し、「私たちは、中小漁業者等の信用力を補完し、経営に必要な資金の融通を円滑にすることにより、水産業の振興を図るとともに、漁村地域の発展に寄与してまいります。」という経営理念を掲げ、その達成に向けて、組織基盤の強化や保証制度の利便性の向上等に関する検討を行い、漁業近代化資金の保証料率0.02%の引き下げをはじめとして各種の課題を達成してきました。

そして、令和4年に企画委員会を発展的に解消し、新たに基本問題検討委員会を設置しました。同委員会においては、保証保険制度に関する事項、保証推進に関する事項及び組織再編に関する事項等の各種課題に取り組むこととしており、具体的な検討は令和5年からとなります。

当基金協会は昨年で合併から5年が経過しましたが、次の5年間で組織・経営基盤をより強固なものとし、中小漁業者等の負託に応えられるよう努めて参ります。

結びとして、令和5年が、農林水産業界をはじめ貴基金及び関係する基金協会が益々繁栄されますよう祈念して新年のごあいさついたします。

新年のごあいさつ



公益社団法人
全国農業共済協会
会長理事

高橋 博

明けましておめでとうございます。

農林漁業信用基金におかれましては、災害が頻発する中で、共済金や保険金の支払いに必要な資金の貸付け、組合等の財務状況の調査等を通じて農業保険の円滑な事業運営を支えていただいております。この稿をお借りし、改めて御礼申し上げますとともに、引き続きのご支援を宜しくお願いいたします。

さて、昨年も7月、8月の記録的な豪雨や9月の台風14号、15号など相次ぐ災害に見舞われ、全国各地で土砂崩れや河川の決壊、これに伴う浸水被害が発生し、甚大な被害となりました。住宅の全半壊・浸水被害が多数発生するとともに、農作物や農地・農業施設なども大きな被害を受けました。被災されました方々に対し改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

加えて、わが国経済社会は、いまだコロナ禍が払拭されない中、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の急変等によって経済環境は深刻化しています。このことが農業現場にも肥料・飼料をはじめとする資材価格の高騰など重大な悪影響を及ぼしており、農業経営を取り巻く状況は一層厳しさを増しております。政府は、肥料や飼料の価格高騰緊急対策、総合経済対策などを決定し、第1次、第2次の補正予算などで対応を図るとともに、令和5年度の政府予算案にも農業経営への影

響緩和や輸入依存度の低減に向けた食料安全保障対策も含む対応策を盛り込んでいますが、このような事態多難な時にこそ、激甚化・多頻度化する自然災害に備える農業共済事業や農業のさまざまなリスクに備えるセーフティーネットである収入保険の役割がますます重要となっております。

NOSA I団体では、5年度から新たな全国運動として「未来へつなぐ」サポート運動に取り組みます。運動目標に「安心をすべての農家に届けよう」、役職員の行動スローガンに「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を掲げています。青色申告者を対象に幅広いリスクを補てんする収入保険と全ての農業者を対象に災害などによる損失を補てんする農業共済は、農業者の事業と生活を総合的に補償する農業経営の基幹的セーフティーネットであり、各地域の特性を踏まえた加入推進を通じて農業生産現場により深く浸透させ、その役割を果たしていく所存です。

このうち収入保険では、当初加入目標10万経営体の達成が見込める状況となったことから、新運動では次の加入目標を設定し、今回新たに作成したキャッチフレーズ「『もしも』にそなえる、あなたへのエール。」も活用し、その目標達成を目指します。

今年もNOSA Iへのご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

新年のごあいさつ



全国漁業共済組合連合会
会長理事

宮原 淳一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新春にあたり、皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げますとともに、農林漁業信用基金におかれましては、日頃から円滑な事業運営を支えていただいております。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

令和2年度から実施して参りました「令和の備えも『ぎよさい』と『ぶらす』」をスローガンに掲げた「ぎよさい普及推進全国運動」は、令和4年度が最終年度となります。最終年度は「ぎよさい」で共済金額7,335億円、「積立ぶらす」で漁業者積立額364億円、加入率90%を推進目標に設定し、その達成に向けて残りの3か月も漁業共済団体一丸となって普及推進に努めて参ります。

昨年を振り返りますと、トンガ沖の噴火に伴う津波や集中豪雨、台風、地震のほか九州地方を中心とした大規模な赤潮などの自然災害が多発し、各地で甚大な漁業被害が発生しました。さらに未だ冷めやらぬ新型コロナウイルス感染症による水産業界への影響や急激な円安、ウクライナ問題などの国際情勢の悪化による燃油・飼料等の価格高騰が続いており、漁業経営のセーフティネットとしての「ぎよさい」と「積立ぶらす」の役割の重要性を再認識する年となりました。

このように不漁や自然災害、コロナ禍など漁業を取り巻く環境が厳しいなか、「ぎよさい」と「積立ぶらす」による補償が漁業経営の継続に役立っている等、漁業者からの高い評価を頂いております。こうしたことも含め、

制度の重要性が着実に漁業者に浸透しており、近年の共済加入率は高い割合で推移しています。自然災害対策・漁業経営対策としての「ぎよさい」と「積立ぶらす」への加入が、漁業経営に欠かせないものとなって来ている昨今、これからも漁業者からの制度への期待に応えていけるよう、事業の実施に努めて参ります。また、水産庁が検討を進めることになっている「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」においても、漁業者の方々に「ぎよさい」と「積立ぶらす」を引き続き、活用していただけるよう、漁業共済団体として漁協系統・漁業者団体の皆様と緊密に連携しながら、より良い制度の実現に向けて取り組んで参ります。

さて、本年4月以降の新年度からは、新たに普及推進の取組目標を設定し、厳しい漁業経営を取り巻く環境のなかでも漁業経営のセーフティネットとしての機能が発揮できるように、また、「ぎよさい」と「積立ぶらす」が漁業者により一層定着するよう、普及推進に取り組んで参る所存です。皆様には本年も変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、コロナ禍の影響が続くなか、「ぎよさい」と「積立ぶらす」の普及推進にご理解・ご協力頂いている漁業関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。新たな一年を迎え、コロナ禍が一日も早く収束することと本年が災害のない豊漁・豊作となることをご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

愛知県農業信用基金協会

1. 愛知県の紹介

愛知県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、古来の尾張と三河の2国を合わせた地域で、面積は5173.15km²（全国27位）です。南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、北東は長野県、東は静岡県と接しています。

人口は751万人（推計：令和3年10月1日現在）で、東京都、神奈川県、大阪府に次いで4位となっています。

産業は、トヨタ自動車をはじめとしたモノづくり産業が盛んであり、製造品出荷額等で1977年から40年超連続して全国1位とモノづくり大国と呼ばれています。

また、温暖な気候と木曾川・矢作川・豊川の豊富な水資源に加え、名古屋市などの大消費

費地が近いという地理的条件を生かし、農業産出額も約2,900億円と全国8位となっています。

愛知県といえば、きしめんや、赤みそを使った味噌煮込うどん・味噌カツ（濃い味を好む県民性？）などに代表される「名古屋めし」が有名です。

2022年11月には、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）内にジブリパークも開園し、2027年には、品川駅 - 名古屋駅間でリニア中央新幹線も開業される予定であることから、これから、益々の賑わいが期待されます。



2. 愛知県の農業

現在の愛知県豊橋市周辺が、日本における農業用ガラス温室発祥の地（諸説あり）と言われており、現在でもガラス温室やビニールハウスでの野菜、花きの栽培が盛んに行われています。

野菜では、トマトや青ジソの産出額が多く、特に青ジソは、全国シェア72.9%を占めています。

花きでは、電照栽培で知られる菊（全国シェア36.7%）、観葉植物（同47.6%）、洋ラン（同13.1%）などが多く、いずれも全国一となっています。

その他、愛知のキャベツは作付面積全国1位で、一大産地として有名でありますし、養豚や酪農も盛んです。

また、産出額は少ないものの、うずらの卵、いちじく、ふきなども全国一の特産品となっています。

しかし、近年、愛知県においても担い手



青じそ

しそは、青じそ・赤じそに大別されます。青じそは大葉ともいわれます。愛知県では、青じその生産が盛んで、豊橋市などでは50年以上前から栽培されており、全国一の産地となっています。



トマト（大玉）

大玉、ミディ、ミニ、カラー等様々な種類が栽培されており、中でも、先がとがった形をした「ファーストトマト」は、愛知県の特産品として根強い人気です。



かがり弁の輪ギク

夜に光をあてることで、開花を本来の時期よりも遅らせる電照栽培は、愛知県で開発され、全国に広く普及しています。県農業総合試験場ではフリルのような花びらが特徴の「かがり弁ギク」を開発するなど、きくの新たな需要開拓に力を入れています。

の減少により、中核的農業経営体数が2015年から2020年にかけて約25%減少しており、個人の経営体においては65歳以上の割合が65%と高齢化が顕著に進んでいます。

このため、農地中間管理事業等により、経営規模拡大、生産性向上に取り組んでいますが、産地維持のためには、新規参入者を含めた次世代後継者の育成が喫緊の課題となっています。



コチョウラン

愛知県ではシンビジウム、コチョウラン、デンドロビウムなど多くの種類が栽培されています。中でもコチョウランは、花言葉が「幸せが飛んでくる」となっており、開店祝いや結婚祝いに贈り物としてよく使われます。



キャベツ畑

愛知県のキャベツ生産の歴史は、全国でも古く、明治中期に名古屋近郊で始まりました。

その後、豊川用水の通水を契機として、東三河地域でも生産されるようになり、現在では、出荷量全国1位の大産地となっています。

3. 愛知県農業信用基金協会の概要

当協会は、役員9名（理事7名、監事2名）うち常勤役員1名、職員11名（うち信連出向者1名）で、総務課、業務課の2課体制で業務運営を行っております。



4. 愛知県農業信用基金協会の活動

当協会の業務は、農業資金融資についての債務保証が中心で、住宅ローンなどの生活資金ローンについての債務保証は、(一社)愛知県農協信用保証センターが担っています。

平成30年度までは、国の産地パワーアップ事業などの補助事業に加え、JA系統の利子及び保証料に対する助成により、施設園芸農家の投資意欲も上がり、スーパーL等の制度資金やアグリマイティー資金を中心に保証残高は増加傾向となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ」という。）の影響を受けた農家の投資意欲の減退から、令和元年度以降は、新規保証引受額が減少に転じ、保証残高についても減少しています。

令和4年度については、ウィズコロナ下における経済活動が徐々に回復し、園芸施設や大型機械への設備投資を中心に新規保証引受額も増加傾向となっています。

当協会では、債務保証制度の一層の普及と業務の円滑化のため、JA等金融機関の融資担当部署を対象とした保証実務にかかる研修会や情報交換会を定期的で開催していますが、保証残高をコロナ前までに回復させるためにも、JAとのリレーション強化による農業者に対しての円滑な保証引受対応が不可欠です。

このため、定期的な研修会や情報交換会に加え、資金需要が多いJAに対し個別に情報交換を行うなど、連携をより密にすることで、農業者の期待に応えていきたいと考えます。

島根県農業信用基金協会

1. 島根県の紹介

島根県は中国地方の北部に位置し、全国的には鳥取県と合わせ称して『山陰』と呼ばれ、年がら年中雨と雪が降っているイメージがあるのですが、意外にも県都松江市と東京を比較すると、過去5年間の4～9月に限れば日照時間は130時間上回っています。とは言っても、年間では187時間少ないことから、はっきり言って冬はあまり晴れた日がありません。そうした風土から出雲地方（地域的には出雲のほか石見・隠岐があります）の言葉は『出雲弁』として東北地方の方言と似通ったところがあります。所謂『ズーズー弁』で、今やレギュラー番組10数本抱える”かまいたち”の山内健司さんや若い人に人気のある【Official髭男dism】のメンバーにも松江市出身者がいますが、テニスの錦織圭選手がインタビューを受ける時に思わず『出雲弁』が出ないか心配しましたが、今の若い人はすっかり忘れてしまったかのようです。

県土は6,708km²（「竹島」0.20km²を含む）あり、その大半は山林または農地が占めています。東はドジョウ掬いで有名な安来市、西は山陰の小京都と言われる津和野町まで東西に長く、日本海には隠岐諸島がありますが、何といても全国に縁結びの神様として知られる”出雲大社”があります。出雲地方では毎年11月(旧暦10月)を『神在月』(かみありづき；全国的には神無月)と呼び、八百万(やおよろず)の神様が集結する地と言われています。出雲大社(いづもおおやしる)とも呼ばれ、参拝の仕方も他の神社と違って、{二拝四拍手一拝(二礼四拍手一礼)}

出雲駅伝スタート地点の参道から境内に入ると、空気が変わった印象を受けますので、ぜひ観光に来県いただき実体験していただきたいと思います。



2. 島根県の農業

島根県は、全国の中でも農地に占める水田の割合が高く(島根81%、全国54%)、気象や土壌の条件も適していることから、長年米づくりを農業の主体としてきました。このため、米の消費減少や価格低迷の続く中で、県全体の農業産出額低下の大きな要因となっています。

また、農地の8割が中山間地域に位置していることから、水稲のほか、ぶどう、メロン



島根県は、全国有数のデラウェアの産地として知られ、島根県を代表する園芸品目となっています。ハウスによる加温栽培をベースとしており、出荷期間は4月下旬頃から8月上旬頃までとなっています。



島根県産アムスメロンは、西日本で最大の栽培面積があり、すべてビニールハウス施設内で立体栽培により1本の蔓から1つのメロンしか育てないため、太陽光をたっぷり浴びて、美味しさが凝縮されたメロンに仕上がります。

西条柿は、島根県全域で生産されており、島根県を代表する完全渋柿です。糖度は脱渋後で17度以上と非常に高く、独特の形状と滑らかな食感が特徴です。あんぼ柿や干し柿に加工した商品も人気です。



園芸重点推進品目のひとつとして、JAしまねでは令和4年に広域玉葱調製保管施設を整備し、県内全域で振興に取り組んでいます。

などの施設園芸や柿、玉ねぎによる産地化を進めています。

新品種のぶどう【**神紅**】^{しんく}は、赤いベニバラードと香り良いシャインマスカットを掛け合わせ、十数年かけて生み出された島根県オリジナルのぶどうです。名称の由来は“神様が集まる国の紅いぶどう”、“神楽や神話の「神」と鮮やかな赤を表す「紅」”からきています。特徴は、皮ごと食べられ、種がなく、硬めの食感です。特にその糖度は20度以上と非



神紅（ぶどう）



常に高く、紅茶のような独特の香りがあります。平成30年から農家ででの栽培が始まり、令和3年より本格的に販売されています。

もともと和牛の繁殖・肥育が盛んな土地柄ですが、令和4年10月鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会の6区（総合評価群）において、肉質を審査する「肉牛の部」で県の基幹種雄牛「久茂福」を父に持つ子が1位、今大会で新設された脂肪の質を審査する7区（脂肪の質評価群）で2位、8区（去勢肥育牛）においても2位と輝かしい成績を収めることができました。また、「肉牛の部」の全出品牛中、脂肪の質で最高値を出して特別賞も受賞しました。

消費低迷や飼料高騰など、厳しい情勢の中、畜産経営者にとって一筋の光明が差したとも言え、島根県農業としても久しぶりの明るいニュースとなりました。

3. 島根県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事8名（うち常勤2名）、監事3名、職員16名（嘱託職員・臨時職員を含む）の2部（業務部・管理部）1室（総務室）体制で業務運営を行うほか、JAとの共通部署として債権管理とWeb申込受付を行う融資管理センターを設置しています。



4. 島根県農業信用基金協会の活動

当協会は、令和5年2月から第1次稼働県域として『保証審査システム』をスタートすることになっています。

JAに長年親しまれてきた『自動審査システム』は、導入当時（平成22年度末）の保証残高1,434億36百万円を令和4年11月末で1,800億95百万円まで押し上げた一因でもあり、一抹の不安を抱えながらのスタートですが、これまで同様にJAと一体となって商品開発などしていかなければ、保証依存率

85.8%（令和3年度末では全国2位）をキープできないと考えています。

今後、『保証審査システム』の運用次第では、保証機関同士の熾烈な競争に巻き込まれ、当協会も荒波に晒されていく可能性が高いと感じていますが、公的保証機関としての透明性・公平性等の確保を堅持しつつ、農業者等の多様な保証需要に迅速かつ的確に応えられるよう、役職員一丸となって業務に取り組んでいきます。

大分県の森林・林業・木材産業の現状と取組について

大分県 農林水産部 森との共生推進室 中尾 昌弘



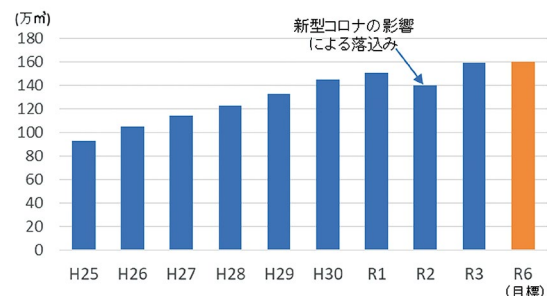
1. 大分県の森林・林業・木材産業の現状と課題

大分県は、県土面積の約70%にあたる44.8万ha(全国第19位)を森林が占めており、民有林面積は40.2万ha、人工林率は51%です。人工林の蓄積は9,978万m³、年間100万m³程度増加しており、森林資源の充実が進んでいます。

また、本県の林業を全国の統計データから見ると、素材生産量は113万m³で全国第5位、民有林のスギ造林面積824haで同2位(ともに林野庁「森林・林業統計要覧2021」)、乾しいたけ生産量914t(同「令和2年 特用林産基礎資料」)で同1位、林業産出額160億円(農林水産省「令和2年 林業産出額」)で同6位といずれもトップレベルの水準となっております。

特に、近年は、旺盛な木材需要により素材生産が年々増加傾向で推移しており、バイオマス利用等を含めた素材生産量は、本県の令和6年度160万m³の目標に対し、令和3年度159万m³と過去最高となっています。

図 大分県の素材生産量(バイオマス利用等含む)の推移



その一方で、本県の森林の齢級構成は、主伐時期を迎えた46年生以上の民有林のスギ・ヒノキ人工林の面積が約11万haと全体の約6割を占める一方若齢級が少なく、全国的な傾向と同様、森林資源の齢級構成に偏りがあります。

このため、森林資源の循環利用や木材生産機能等の持続的な発揮、また脱炭素社会への貢献等の観点から、将来の需要ニーズ等に対応できる多様な林齢からなる森林資源の造成に向けて、高齢化・大径化した木材の利用促進や、主伐の増加に伴う再生林の推進などが本県林務行政の主要課題となっています。

2. 大径材の利用拡大に向けた取組

本県ではスギ・ヒノキ等の人工林資源の高齢化等により、大径材の出材割合が年々増加する傾向にある一方で、製材加工効率が悪いなどの理由から大径材は比較的安く取引されています。

このため、大径材の利用促進に向け、県ではスギ大径材から製材される大断面材や芯去り材、2×4材など利活用に向けた乾燥技術の開発に取り組むとともに、大径材の積極的

な加工・流通につながる施設整備を支援しています。



(左) 令和元年度に操業を開始した新栄合板工業(株)大分工場

(右) 合板の原料として使用される原木。使用する原木は曲りの許容範囲が広く、一般的な製材所に比べて直径の大きなものまで利用可能

さらに、令和3年度に川上から川下までの関係者（森林組合、原木市場、製材工場、プレカット企業、行政等）からなる大径材利用促進会議を設置し、大径材利活用に向けたビジネスモデルをとりまとめました。令和4年度には、同モデルに基づいて試作した大径材由来の製材品サンプルを大都市圏域のプレカットメーカー等に提供し、ユーザーの大径材製品に対する品質等の先入観払拭や理解促

進に努めるなど、大径材製品の販売力を強化する取組を進めています。

また、大径材製品の販路開拓の一環として、米国での常設展示ブースを設置するなど輸出拡大にも取り組んでいます。



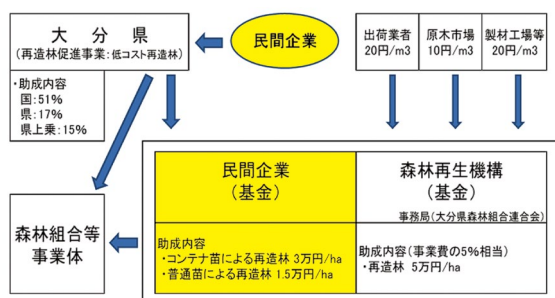
大径材由来の製材品の海外輸出（博多港）

3. 再生林の推進に向けた取組

現状、本県の1～4齢級のスギ・ヒノキ面積が全体の7%と偏りがある中、素材生産量は年々増加しており、主伐に伴って生じる再生林が着実に進まなければ将来の森林資源の確保等が一層懸念されることから、再生林の増加に対応した体制の整備が急務となっています。

このため、平成22年より県超過課税（大分県森林環境税）を活用し、国に先駆けて2,000本/ha以下で行う低コスト造林に対して重点的に支援（国庫補助への上乗せ助成）を行っています。また、林業・木材関係者からの協力金やハウスメーカー等民間企業からの寄付金を財源とした基金を創設し、これらを活用した再生林支援を進めています（下図）。

図 民間企業の寄付金等を活用した再生林支援のスキーム



さらに、造林事業量の増加への対応として、民間企業と連携し、建設用重機を用いたアタッチメント式草刈り機による下刈り作業の開発・実証を行うとともに、令和4年度からは同機器の導入支援



アタッチメント式下刈機械

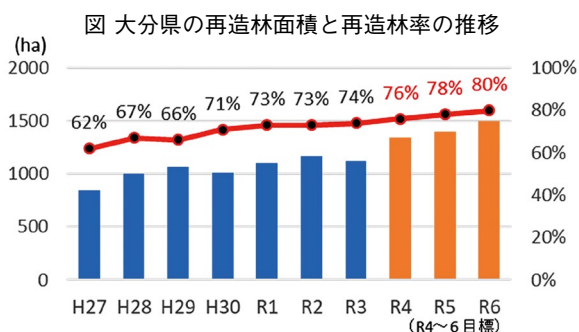
を始めました。

加えて、苗木需要が急激に高まる中で、採穂作業の効率化に向けた採穂園の整備や得苗率向上を目的としたパイプハウスの整備といった県産苗木の増産・安定供給体制の強化に向けた支援も行っています。



得苗率向上に向けたパイプハウスの導入

このような取組が成果を上げていることもあり、本県の再生林率は堅調に推移してきています。



また、将来的に森林資源の谷となる現在の1～4齢級の資源を補うため、生長に優れ早期の活用が可能となるエリートツリーや早生樹（コウヨウザン等）の生産体制の整備を強化し、エリートツリー等による再生林を加速させることとしています。

本県は、今後もこのような大径材の利用促進や再生林の推進等に積極的に関わり、脱炭素社会の推進に向けた新たな循環型林業の確立を進めてまいります。

全国漁業信用基金協会 兵庫支所

1. 兵庫県の紹介

兵庫県は、日本のほぼ中央に位置し、1868年の神戸港開港以来、日本の玄関口として、世界や日本各地との陸・海・空の交通アクセスが整備されてきました。また、大都市から農山村、離島までさまざまな地域で構成されており、多様な気候と風土を通して海水浴やスキー、温泉などの多様なレジャーが楽しめることから「日本の縮図」ともいわれており、

歴史や風土、産業などの違いから、摂津（神戸・阪神）、播磨、但馬、丹波、淡路の個性豊かな5つの地域（五国）に分けることができます。



神戸ハーバーランド



世界遺産「姫路城」

2. 兵庫県の水産業

兵庫県の海岸線総延長は約840kmで、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に面しており、多種多様な漁業が営まれております。日本海側（但馬地方）では沖合底曳網漁業をはじめ、ベニズワイガニかご漁、イカ釣り漁などが営まれております。ズワイガニは全国でも有数の漁獲量を誇っており、ベニズワイガニは香住ガニとしてブランド化し、近年引き合いが増え価格も上昇しています。また、ホタルイカ、ハタハタ漁も盛んで全国1、2を争う漁獲量を誇っています。瀬戸内では養殖業が盛んであり、海苔養殖、カキ養殖は全国有数の産地となっております。船曳網漁業をはじめとした漁船漁業では、ちりめん、いかなご漁をはじめ、真鯛、鯖、アジ、サバ、カレイなど様々な魚種が水揚げされております。有名なところでは「明石鯛」や「明石たこ」、

皆様一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。また、離島である家島・坊勢島では巻き網漁も営まれており、脂の乗った「坊勢サバ」は絶品です。淡路島では船曳網漁業をはじめ、海苔養殖、ワカメ養殖、魚類養殖（3年とらふぐが有名）、ウニやアワビ漁といった潜水漁業も営まれております。南あわじ市阿那賀の丸山港では、大正から令和の4つの時代にわたり、天皇陛下皇位継承時の皇室行事「大嘗祭（だいじょうさい）」に献上鯛を納めています。また淡路といえば「鱧（ハモ）」が有名です。以前は関西地方の食べ物としての認識でしたが、近年関東地方にも流通するようになり、鱧文化が全国に広まりつつあります。湯引きや天ぷら、鱧すきなどは絶品で、ぜひ味わっていただきたいものです。瀬戸内で春先に獲れるイカナゴは釜揚げや佃煮にさ

れ、「イカナゴのくぎ煮」は郷土料理として定着しておりますが、近年、海の栄養塩不足等により激減しております。こうした中、令和4年4月に瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）の一部改正が施行されました。植物の栄養分（栄養塩類）不足や、気候変動等による新たな課題に対応するため、①地域合意による栄養塩類の供給等、管理のルール整備、②自然海浜保全地区の指定対象拡充による藻場・干潟の再生・創出の取組推進、③海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制対策の推進等を行うものです。これに基づき兵庫県ではこの度「栄養塩類管理計画」を策定し、これまでの栄養塩類の「排出規制」一辺倒から、「きめ細やかな管理」へ大きな転換が図られ、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて第一歩を踏み出すことになりました。これにより、「きれいな海」から「きれいで豊かな海」へ持続可能な水産資源の確保が実現されることを願うばかりです。

昨年11月13日に全国豊かな海づくり大会

兵庫大会が「広げよう碧く豊かな海づくり」をテーマに、天皇皇后両陛下をお迎えし、盛会のうちに終えることができました。日本の漁業の更なる発展を祈念いたします。



令和の大嘗祭に献上した「献上鯛」



イカナゴ

3. 兵庫支所の概要（令和4年3月末現在）

- 住 所：明石市中崎1丁目2番3号
兵庫県水産会館
- 担 当 理 事：小磯 富男
- 担 当 監 事：橋本 幹也
- 会 員 数：282 会員
- 出資金残高：1,287 百万円
- 保 証 残 高：12,393 百万円
- 職 員 数：3 名



4. 兵庫支所の今後の取組

近年の国や県の補助金政策により設備投資が進み、兵庫支所としては令和4年3月末現在、過去最高の保証残高を有しております。しかしながら海況については、栄養塩不足、温暖化の影響を受け、年々漁獲量は減少傾向にあり、加えて新型コロナウイルス感染症による魚価の低迷、円安やロシ

アによるウクライナ侵攻による燃油高騰により漁家経営を圧迫しております。

基金協会としては、引き続き中小漁業者等が必要とする資金の融資円滑化を図り、現場に沿った対応を心がけ、漁業者を支えていくことが使命であり、保証機関としての責任を果たしてまいります。

全国遠洋沖合漁業信用基金協会

1. 当協会の沿革

全国遠洋沖合漁業信用基金協会は、都道府県に設立されている基金協会と異なり、かつお・まぐろ漁業など特定の漁業を対象とする協会です。

当協会は、戦後、かつお・まぐろ漁業が急速に回復する中、ビキニ環礁での水爆実験被災に係る補助金や漁業関係者の出資金を原資として昭和30年に設立された「日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会」を母体としています。

設立時から半世紀近く、かつお・まぐろ漁業者のみを対象に保証を行ってきました。この間、かつお・まぐろ漁業は国際環境の変化やオイルショックなど、漁業を巡る環境が大きく変化したことから生産体制の大規模な見直しを余儀なくされ、基金協会も業界の生産構造再編に大きな役割を果たしました。

一方、平成に入りマイワシ資源が資源変動から急激に減少したこと等から大中型まき網漁業者の経営が悪化し、円滑な融資に支障が生じるようになりました。

しかしながら、当時の都道府県の基金協会からは、大中型まき網漁業のような大型漁船漁業に対して保証することが難しいとの声が出され、大型漁船漁業を対象とする

「日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会」に対して大中型まき網漁業者も保証対象とするよう要望が出されました。このため、平成12年に大中型まき網漁業者も保証対象に加え、名称も現在の全国遠洋沖合漁業信用基金協会に変更しています。

さらに、令和4年には、同じく大型漁船漁業である「北太平洋さんま漁業」についても地域の基金協会での対応が難しい事例があったこと等を踏まえ、保証対象に加えています。



2. 保証対象漁業の概況

(1) かつお・まぐろ漁業

かつお・まぐろ漁船の主力である遠洋まぐろ延縄漁船は、現在その隻数はピーク時の8分の1程度まで減少していますが、大西洋、南太平洋など世界各地で大西洋クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビ

ンチョウなどを目的に操業しています。

目下の最大の課題は、漁船の高船齢化、乗組員の確保、燃油の高騰ですが、特に漁船の代船は建造費が最近急速に上昇していること、建造できる事業者が少ないことなどの課題があります。また乗組員についても



高齢化が進み、特に機関長など資格を持つ乗組員の確保が非常に難しくなっています。一方、ミナミマグロや大西洋クロマグロの漁獲枠が増加傾向にあること、特に最近マグロ類の魚価が堅調に推移していることなど、明るい話題も見られています。

(2) 大中型まき網漁業

大中型まき網漁業は、その漁獲量が我が国全体の漁獲量の3割を占め、水産加工原

料の主要な供給者であるなど、我が国でも重要な漁業の一つです。

その漁獲対象はアジ、サバ、イワシ、カツオといった最も馴染みのある魚であり、最近の資源管理の強化に対応して個別割当方式の導入などに取り組んでいます。また、漁獲されたサバやイワシは輸出も多く行われ、政府の輸出戦略の一翼を担っており、今後の動向が期待されています。

(3) さんま漁業

さんま漁業は、秋の代表的味覚であるサンマを以前は20万トン以上を漁獲し安価かつ安定的に供給してきましたが、近年、地球温暖化に伴う資源変動や漁場移動などによって急速に漁獲が減少しています。漁業者は、漁獲量の急減や漁場が遠隔になったことなどから非常に厳しい経営状況となっていますが、サンマ資源は今までも変動を繰り返しており、今後の動向が注目されます。

3. 協会の概要

- 住 所：東京都江東区永代 2-31-1
- 電 話：03-5646-2658
- 理 事 長：田中哲哉

- 会 員 数：157 会員（R3 年度末現在）
- 出資総額：8,666,250 千円（同）
- 保証残額：8,542,456 千円（同）
- 役職員数：8 名

4. 当協会の今後の取組

当協会は、かつお・まぐろ漁業者など、大型漁船漁業の専門保証機関であり、大口の保証案件に対応するとともに、職員の金融機関での経験を生かして会員漁業者への経営アドバイスなどコンサルタント業務を行っ

てきました。

今後とも、金融機関と共に、このような役割を強化することによって漁業者のニーズに応え、会員漁業者の経営安定に全力で取り組んでまいります。

愛媛県農業共済組合 (NOSAI えひめ)

1. 愛媛県の紹介

愛媛県は、四国の北西部に位置し、北側を瀬戸内海、南西部はリアス海岸が続く宇和海に面しています。海域には36の有人島を含む大小さまざまな270もの島があります。

県の地形的特徴ともなっている佐田岬半島は、全長約40kmの日本一細長い半島で、航路で大分県と結んでいます。

陸地部は、東部が香川県と徳島県、南部は高知県と接しています。県土の7割を森林が占め、県中央部には西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）や、県南部には日本三大カルストにも数えられる四国カルストが広

がるなど、海・山どちらも雄大な自然に恵まれています。

面積は約5,676km²で全国では26番目。県を大きく分けると、東隣の香川県に近い東予、松山を中心にした県の中央辺りの中予、県の南、宇和海に面した南予の3つの地域となり、それぞれ工業・経済・農業とバランスよく発展しています。

人口は約131万人で、全国では28位。四国地方の中では第1位となっています。市町は、11市と9町の「20市町」となっています。

四国八十八カ所巡りをするお遍路さんへの接待など、おもてなしの心が根付いていて、穏やかな県民性と言われています。

「愛媛みかん」や日本最古の温泉地である道後温泉は県内外の多くの人々にも親しまれ、夏目漱石・正岡子規・大江健三郎など日本文学にゆかりのある土地としても知られています。



2. 愛媛県の気候

愛媛県は、日照時間に恵まれた温暖な気候です。

東予・中予地方の瀬戸内側は、太平洋側に比べ降水量が少なく、温暖少雨な地域です。

南予地方の宇和海側は、瀬戸内側と比べると降水量は多く、四国山地ではさらに多くなっています。

3. 愛媛県の農業

令和2年の農業経営体数は21,734経営体で、平成27年より5,254経営体減少し、依然経営体の減少が進んでいる状況です。

農業産出額は、昭和59年の2,108億円をピークとして以降は減少傾向であり、令和元年は1,207億円となっています。

100億円以上の農業産出額をあげているものは、みかん（257億円）、米（152億円）、豚（110億円）で、全国と比較すると米の割合が少なく果実の割合が大きくなっています。

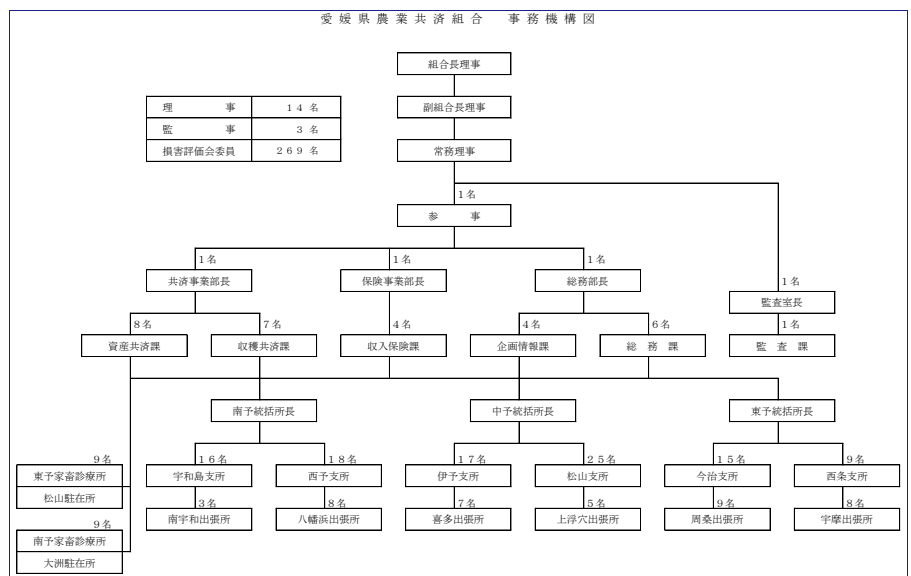
生産量で全国シェアの高い農産物は、日本一の「裸麦」、「いよかん」、「ポンカン」

のほか、「キウイフルーツ」、「栗」などです。

※ 県では、平成18年から優れた農林水産物及び加工食品を「愛あるブランド産品」「愛媛産には愛がある」に認定することにより商品価値を高め、消費や販売拡大を図っています。

4. 愛媛県農業共済組合（NOSA I えひめ）の概要

NOSA I えひめは、農業保険法に基づき農業保険制度の実務を担う団体で、平成27年5月に県内6組合と連合会が1つになり、特定組合「愛媛県農業共済組合（NOSA I えひめ）」が誕生しました。その後、令和4年度の機構改革で、本所と6支所・6出張所、家畜診療所を2診療所・2駐在所として事業を実施しています。



- 所在地：(本所) 愛媛県松山市二番町4-4-2
- 電話番号：089-941-8135 (代表)
- 理事：14名
- 監事：3名
- 職員数：193名 (令和4年4月1日現在)

5. 愛媛県農業共済組合の活動

農業共済制度は昭和22年の発足以来、農業経営の安定と地域経済の発展に大きな役割を果たして参りました。近年、自然災害の規模拡大をはじめ、農業を取り巻く環境が大きく変化するのに伴い、農業共済組合の果たすべき役割も従来の災害に対する補償に加えて、災害以外の要因による収入減少の補てんや、農業者の新たなチャレンジを後

押しする新しい役割を担うことが必要となり、重要性がさらに増しております。

自然災害のみならず農産物価格の低下なども含めたさまざまな農業収入低下のリスクに対応する収入保険制度及び農業共済制度が農業経営のセーフティネットとして地域農業の発展に貢献できるよう取り組んで参ります。

宮崎県農業共済組合 (NOSAI 宮崎)

1. 宮崎県の紹介

九州の南東に位置する宮崎県は、県の総面積の約8割が森林で占められています。南北に延びる海岸線は、約405kmの長さです。

キャッチフレーズは「日本のひなた宮崎県」。日照時間や快晴日数は全国有数で、太平洋の黒潮の影響を受けて平均気温が高く、温暖な気候に恵まれています。宮崎ブルーゲンブリア空港に降り立つと、フェニックスやワシントンアパームの木々が南国情緒たっぷりに迎えてくれます。スポーツキャンプの聖地としても選ばれており、プロ野球やJリーグをはじめ、国内外のトッププレイヤーの姿を間近で見ることができます。

反面、冬の山間部では雪が積もるなど寒冷なところもあり、日本最南端の天然のアイススケート場とスキー場があります。

また、本県は「台風銀座」と呼ばれるほど、年平均2～3個の台風が襲来します。昨年9月に台風14号の直撃を受け、激甚災害に指

定される大きな被害となりました。

「古事記」や「日本書紀」に記された「日向神話」。宮崎県が舞台とされ、その伝承地も数多く、天^{あまの}岩戸^{いわと}神社や青島^{あまの}神社、鵜^う戸^と神宮など「神話のふるさと宮崎」を標榜する観光地となっています。

さらに、神をまつるための舞楽として「神楽」が県内延べ350か所で奉納されています。とくに国の重要無形民俗文化財に指定されている高千穂の夜神楽は、11月^{かぐらやど}から2月にかけて「神楽宿」と呼ばれる民家などに神を招き、五穀豊穡を願って舞を披露します。



高千穂の神楽

2. 「食料供給基地」宮崎県

食材の宝庫と言われている宮崎県。恵まれた環境から「山の幸」も「海の幸」も豊富に収穫されます。

昨年10月に鹿児島県で行われた全国和牛能力共進会で、4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞し、おいしさは太鼓判の宮崎牛。見た目真っ黒な地鶏の炭火焼きはジューシーです。宮崎発祥のチキン南蛮、レタス巻き、肉巻きおにぎり、冷や汁などは全国区になっています。さらには、宮崎ブランドの完熟キンカン、マンゴー、日向夏なども。海産物としては、全国1位の生産量のシロチョウザメから採れた卵をキャビアとして海外に輸出しています。

カツオの一本釣りの漁獲量も日本一で、干し大根（大根やぐら）とともに、日本農業遺



2022 全共で内閣総理大臣賞

産に指定されています。また県南では伝統的なトビウオ漁、県北ではメヒカリの名物料理があります。焼酎生産量も全国1位です。最近では、宮崎市のギョーザ購入額が浜松市や宇都宮市を抜いて日本一となり、話題となりました。

こういった、全国有数の食料供給基地を評価され、今年4月、G7農相会合が宮崎市で開催されます。

3. 宮崎県の農業

宮崎県は、ハウスによる施設園芸を中心とした産地づくりと、畜産の振興に取り組んでいます。令和2年の農業産出額は3,348億円です。その約6割が畜産部門です。

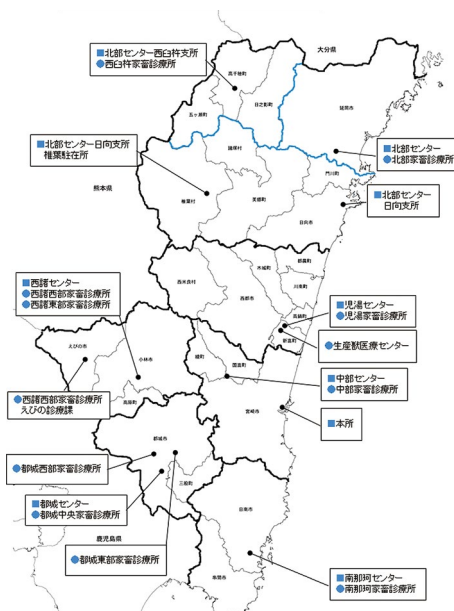
耕種部門における生産量の全国順位は、スイートピーときゅうりが1位、マンゴー、ピーマンが2位、さといもが3位、茶が4位などとなっています。また、畜産部門における飼養頭羽数の全国順位では、ブロイラーが1位、豚が2位、肉用牛が3位などいずれも全

国トップクラスに位置しています。

総農家数は年々減少しており、令和2年で30,940戸、この30年間で半減しました。そこで、新規就農者や他産業からの算入など、多様な農業人材の確保に向けて、スマート農業等生産性向上による基盤整備を行いながら、雇用の受け皿作りを行っています。また、人口減少等による国内マーケットの縮小が見込まれる中、海外への輸出に力をいれており、令和2年の輸出総額は62億8,500万円となりました。

4. 宮崎県農業共済組合（NOSA I 宮崎）の概要

- 所在地：(本所) 宮崎県宮崎市宮脇町118番
- 電話番号：0985-27-4288 (代表)
- 理事：22名
- 監事：3名
- 職員数：335名



NOSA I 宮崎県内事務所配置図

5. 宮崎県農業共済組合（NOSA I 宮崎）の活動

私たちNOSA Iは、農業者の基幹的なセーフティネットとして機能し、農業・農村の基本的なインフラとしての役割を果たすことを使命としています。多発する自然災害や市場価格の低下など様々なりスクに対し、農業を継続していただくために農業保険があります。私たちは、無保険者をなくすことを第一に考え行動していきます。

また、本組合は農家の生産支援にも力を入れています。組合保有の無人ヘリ・ドローンを使用し、職員によるオペレーターで防除等を

行っています。さらに、獣医師職員による生産獣医療、ET(受精卵移植)事業、高度獣医療による技術提供で畜産農家の収益アップの支援も行っています。これからも「信頼のきずな」を合言葉に役職員一同まい進してまいります。



ドローンによる防除

農業経営の現状と課題 ～農業金融・信用基金への期待～

有限会社山形川西産直センター
代表取締役 平田勝越

(農林漁業信用基金運営委員会委員 (農業信用保険業務及び農業保険関係業務))

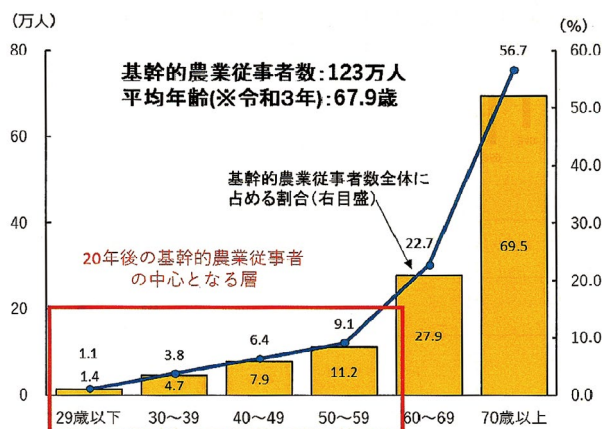
1. 産地は今

当社は、山形県南部の川西町で平成7年8月に法人設立。30haの稲作と、付帯してグループ農家からの集荷販売を6,000俵ほど、更に和牛繁殖事業を母牛100頭ほどで経営しています。川西町は、この地域でも特に稲作への依存度が高いいわゆる米単作の町です。平均単収が高く、稲作そのものには良い環境だったことで、高齢農家のリタイアが遅い傾向があり、全国の動きよりも少々遅れて、数年前ぐらいから本格的な担い手不足時代に入った印象です。農地集積はまだ第一波の段階で、2～3haほどの小規模の流動が多いようです。しかし、基幹的農業従事者の半数以上が70歳を超えている全国の現状に対して当町も例外でなく、これから大規模な農地流動が始まるのではないのでしょうか。

2. コロナ・ウクライナ情勢～食糧確保は万全か？

コロナ感染症の蔓延は、極めて短期間に消費動向の変化をもたらし、その対応は困難なものでした。そこにウクライナ情勢による燃料やあらゆる生産資材の価格高騰が追い打ちをかけ、個々の経営、あるいは業界そのものの存続を脅かす事態となっています。米においては、産地価格の低落に苦しんだ令和3年産は、収入保険やナラシ対策のような公のセーフティネット施策が機能したのですが、生産コストが急上昇して経営悪化した構図の令和4年産は、販売単価がやや回復していることからそのような施策が発動しないことが予想され、経営の内容はより悪化する可能性があります。前述したように、国内人口全体の高齢化率よりも農業界のそれが上回る中で起きているわけで、食糧供給力の減退が深刻化することが予想できます。食料安全保障を考えるうえで、大変大きな課題を突き付けられています。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成 (令和4年)



資料：農林水産省「農業構造動態調査」(令和3、4年)
基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

3. 農業における経営課題

最近顕著になっているコスト高は大きな問題です。しかし言わば、営業した上での黒字確保を難しくしている課題と言えます。これに対して人材確保はより重い課題となっています。そもそも営業そのものが立ち行かなくなるのです。背景に、情報社会が高度化し、都市も地方もさらには海外も情報の垣根がなくなったことがあるように思っています。農家の息子は農家を継ぐ時代が終わり、労

働市場として変貌し、さらにそれがグローバル化しました。人口減少で全体として縮まった市場にあって、終身雇用の常識が崩れて人材が流動化することは、人件費の高騰につながり、また福利厚生のコスト高を招いています。好条件を提示できる大企業に人材が集中することになり、中小零細企業はそのままでは存続を許されない二極化社会に向かっていくのでしょうか。一般的に生産性が低く、創業からの歴史も浅い農業法人の業界にとって、非常に厳しい時代です。先輩社員が生み出した利益を投資して教育した後輩たちが、会社に利益を生み出す力を付けたころには、好条件を求めて離職する。また、それをステップアップとして好意的にとらえる社会の風潮は、経営にとって大きな脅威と捉えています。

4. 今後の展開方向と農業金融・信用基金への期待

元から優秀な人材を獲得するということが難しい零細企業にとって、人材育成は社会貢献であると同時に、企業の利益の源泉を作る過程と考えます。従って、難しいからと言って放棄はできない永遠の課題です。一方で、同時に日々の経営を継続することも必要条件であり、販売手法の開拓や加工などの付加価値向上策、または例えばCO2排出権などの新しい付加価値の創出へのチャレンジが重要との指摘を受けます。もっともなことと受け止めています。しかし敢えて言えば、これらの取り組みは旧来の農業の分野の仕事としての価値を軽んじられるようで、古い農業者の私には悔しさも残るのです。あわよくば、原料生産の旧来農業の範囲を、永続可能な産業として後世に送りたいとも思っています。またこの産業界激変の時代が、その分岐点になると予想しています。報道か

ら、円安を機に金利上昇圧力が増しているように感じます。農業金融の世界では、市場よりも非常に低い金利設定で応援をいただいています。是非引き続きのご支援を賜りたいものです。また信用基金にも、JA系統に限らず民間金融機関での活用を更に促進していただき、後方支援に期待いたします。我々はこの新時代を必ずや生き抜いて参ります。



食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

農林水産省において行っている、食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について、全4回のシリーズとして農林水産省大臣官房政策課よりご寄稿いただきます。第1回目は、本法律の概要と法成立以降の情勢変化（食料分野）について取り上げていただきましたので、ご紹介します。

農林水産省大臣官房政策課
企画官

加藤 史彬



1. はじめに

現在、農林水産省において、食料・農業・農村基本法の検証・見直しに向けた検討を進めております。本誌では、全4回に分けて、その内容を紹介させていただきますが、今回はその第1回目として、食料・農業・農村基本法の概要と、基本法成立以降の情勢変化のうち、食料分野について取り上げます。

2. 食料・農業・農村基本法とは

食料・農業・農村基本法は、「基本法」の名前のとおり、農政の基本理念や政策の方向性を明らかにすることが内容となっています。

1961年に制定された農業基本法は、高度経済成長の過程で顕在化した、農業と他産業との生産性と生活水準の格差の是正を図ることを目的としていました。その結果、農業者の所得向上などの一定の役割は果たしたものの、制定後約30年の間に、兼業農家割合の増加や、農産物の貿易自由化交渉が進展するなど、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化しました。これらを踏まえ、農林水産省では、①効率的かつ安定的な経営の育成、②農業に加えて食料・農村という視点からの施策の構築、③市場原理の一層の導入などを基本的課題とする「新しい食料・農業・農村政策の方向」、いわゆる「新政策」を1992年に打ち出しました。

これに基づき、1993年には農業経営基盤強化促進法の制定による認定農業者制度の創設などの法・制度の整備を進め、その後1999年に、食料・農業・農村基本法が制定されました。現行基本法は、理念として、①食料の

安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4つを掲げ、もって国民生活と国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

3. 食料・農業・農村基本法制定以降の情勢変化（食料分野）

2022年9月、食料・農業・農村政策審議会において、新たに「基本法検証部会」を設置し、基本法の検証、見直しに向けた検討を開始しました。食料・農業・農村・多面的機能といった理念ごとに、基本法制定時から変化のあったトピックを取り上げ、有識者の方からのヒアリングを進めています。

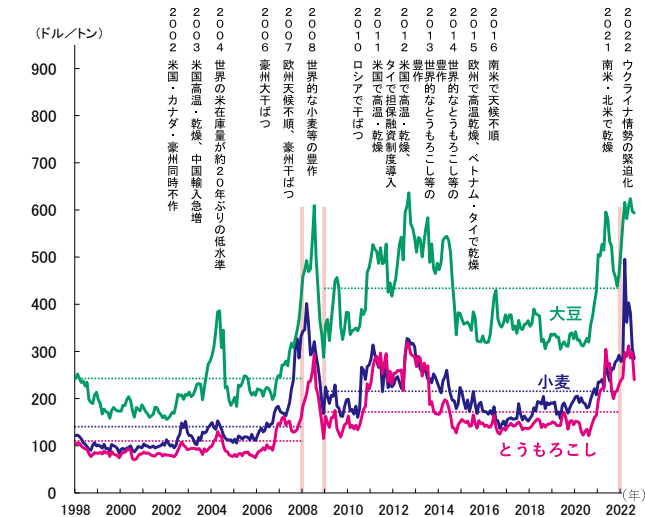
食料分野については、以下の3つのトピックを取り上げました。

（1）食料の輸入リスク

基本法制定以降、輸入依存度の高い穀物等の価格の推移を取ると、世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、価格の不安定性が増し、相場自体も、2008年以前より以降の方が平均的に高くなっています（参考1）。また近年、新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアによるウクライナ侵略といった、新たなリスクが生じています。これは穀物だけではなく、肥料原料の価格についても2008年以前より以降の方が平均的に高くなっています。

また、世界的な食料需要が増大する中で、日本の輸入シェアは低下するとともに、1人当たりGDPも1998年の世界9位から2020年には13位に下がるなど、国際的な地位・購買力が低下しています。食料や生産資材の輸入リスクを考える必要があり、輸入に依存す

参考1：輸入依存度の高い穀物等の国際価格の動向



	1998～2007年平均価格	2009～2021年平均価格
大豆	240.2	412.7
小麦	136.5	210.9
とうもろこし	104.6	180.6

資料：第1回基本法検証部会資料（シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格）

る食料の国産化の可能性や、輸入依存度が大きい食料・生産資材について、輸入の安定に関する施策の検討などが論点となっています。

(2) 国内市場の将来展望と輸出の役割

現行基本法上、食料の安定供給を考える上で、その対象は基本的に国内市場を念頭に置いていました。基本法制定当時はまだ国内人口は増加しており、今後減少していく見通しはありつつも、国内が世界で最も魅力的な市場であり、貿易摩擦もある中で、輸出振興策は停滞気味でした。

しかしながら、今後、持続的な農業を確立していくためには、人口が減少し、縮小する国内市場だけでなく、成長する海外市場も視野に入れるという点が論点となっています（参考2）。

併せて、国内市場の縮小と合わせ国内生産が縮小していくことを避け、農業・食品産業が持続的に発展していくためには、適正な価格形成の在り方を検討する必要はないか、またその際には、生産・加工・流通・小売・輸出などフードチェーン全体が参加する業種横断的な仕組みづくりについて検討する必要があるのではないかと論点となっています。

(3) 国際的な食料安全保障に関する考え方

「食料安全保障」という概念については、諸外国では、1996年に開催されたFAO食料サミットにおいて定義づけられた「国民一人一人が健康な食生活を享受できること」を位置づけることが主流です。一方、我が国においては、基本法上、「食料の安定供給」という観点であり、食料が安定的に供給されれば、消費者まで届けられるという前提で、食料安全保障が問題になるのは、凶作や海外からの食料供給が途絶する場合であり、あくまで不測時における食料安全保障、という概念整理がなされてきました。

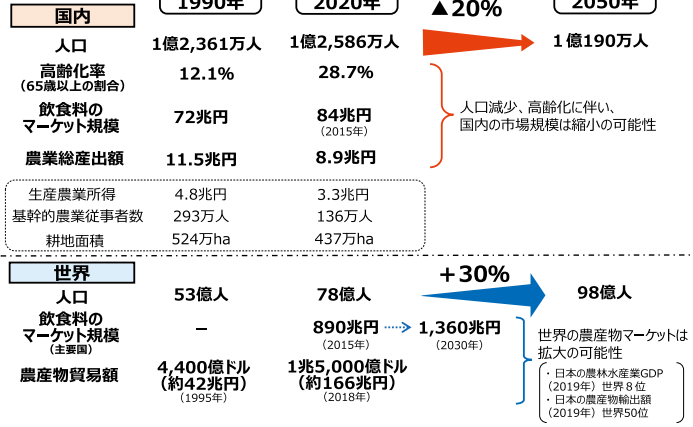
しかし、既に触れてまいりましたが、近年、我が国における食料安全保障に関するリスクが顕在化してきています。また、人口減少が進む中で、流通・小売の不採算地域が増え、事業者が撤退すること等により、モノが届けられない地域が拡大し、いわゆる「食料品アクセス困難人口」は増加しています。さらに、経済的弱者など個人ベースでの健康的な食生活を維持できない方々が増加しています。

これらを踏まえ、食料安全保障を平時の問題としてとらえ、輸入リスクへの対応や、国民一人一人が健康な食生活を享受できることを位置づけていく必要があるのではないかと、またその際には、食料安全保障の観点から改善をチェックしていく仕組みの導入が必要ではないかと、といったことなどが論点となっています。

4. おわりに

今回は、食料・農業・農村基本法の考え方と、食料分野の情勢変化について取り上げました。次回は、農業・農村・多面的機能の情勢変化について取り上げたいと思います。

参考2：国内外のマーケットの変化



資料：第2回基本法検証部会資料（国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書：2020年報告」等より作成）

飼料費高騰に係る補填対策について

最近の、ロシアによるウクライナ侵攻や為替相場の変動に伴う輸入飼料価格の高騰により、畜産経営に及ぼす影響を緩和するための制度やその概要について、農林水産省畜産局飼料課よりご寄稿いただきましたので、ご紹介します。



農林水産省畜産局飼料課長
富澤 宗高

1 はじめに

平素より我が国畜産業の発展及び畜産物の安定供給にご尽力いただきありがとうございます。

畜産物生産において、飼料費は生産コストの大きな構成要素となっており、肉用牛肥育や繁殖で3～4割、酪農で4～5割、養豚や採卵鶏・ブロイラーで5～6割を占めていることから、飼料価格の変動は経営に大きな影響を与えます。特に、配合飼料は幅広く使用されており、原料の大半は海外からの輸入に依存しているため、その価格は世界の需給動向を背景とした穀物の国際相場、海上運賃や為替相場等の影響を大きく受けます。

配合飼料の主な原料は、原料使用量の約5割を占めるととうもろこしや麦等の穀類、大豆油かす等であり、これまで米国や南米の主産国の作況や為替変動等の影響を受けており、最近では令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻や為替相場の動向を受けて上昇しています。

このような配合飼料価格の変動に対応し、生産者の飼料費負担の激変を緩和するため、配合飼料価格安定制度が設けられています。以下、本制度についての説明を近年の補填実施状況も含めてご説明いたします。

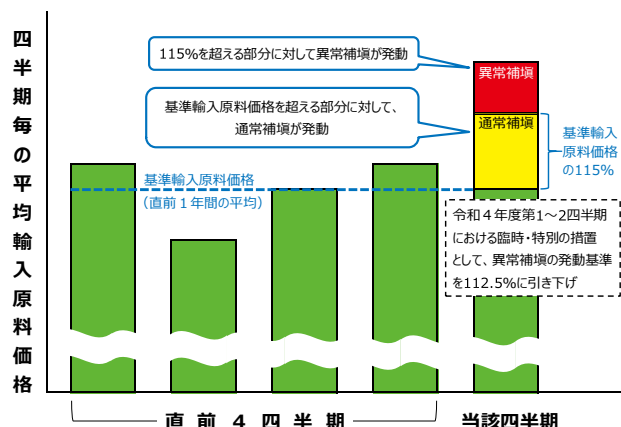
2 配合飼料価格安定制度について

配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため

の制度であり、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる「通常補填基金」と、国と配合飼料メーカーの積立てによる「異常補填基金」により、配合飼料の原料の価格上昇時に、基金から生産者に対して補填金の交付を行っています。通常補填基金は(一社)全国配合飼料供給安定基金(全農系)、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金(専門農協系)、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金(商系)の3団体が運営しており、異常補填基金は(公社)配合飼料供給安定機構が基金の運営団体です。

補填の発動は5原料(とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦)の輸入価格について、当該四半期の平均輸入価格(平均輸入原料価格)が直前1年間の平均輸入価格(基準輸入原料価格)を超える場合に、上回った額を限度として補填が発動します。

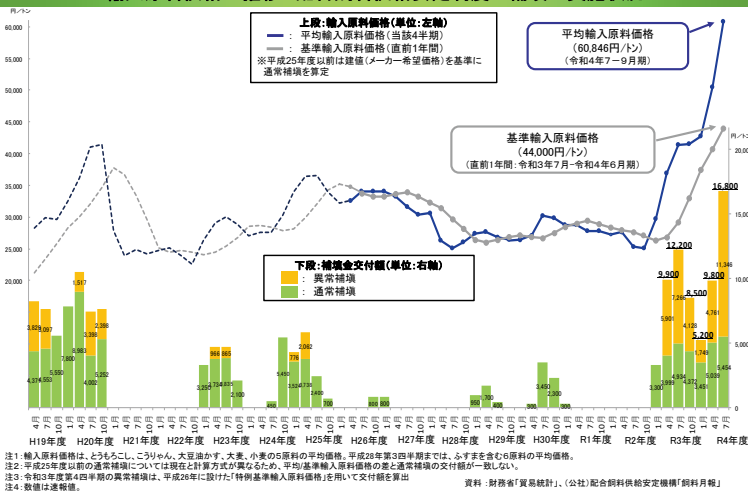
また「平均輸入原料価格」が「基準輸入原料価格」の115%を下回る部分には通常補填が発動し、115%を超える部分には、その上回った額を限度として異常補填が発動されます。



直近の補填発動状況を見ますと、令和2年度第4四半期には2年ぶりに通常補填3,300円/tが発動しました。その後令和3年度第1四半期においては通常補填だけでなく、8年ぶりに異常補填が発動し、続く第2四半期から令和4年度第2四半期まで、通常・異常補填ともに発動し続けているところです。令和4年度第3四半期の補填発動については、令和5年1月に判明する予定です。

このように補填が連続で発動していることから、基金の財源が不足する可能性があったため、異常補填基金に対して令和3年度補正予算で230億円、令和4年度4月の総合緊急対策で435億円の合計665億円を積増し、更に令和4年度の第2次補正予算では103億の積増しをすることとしています。

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況

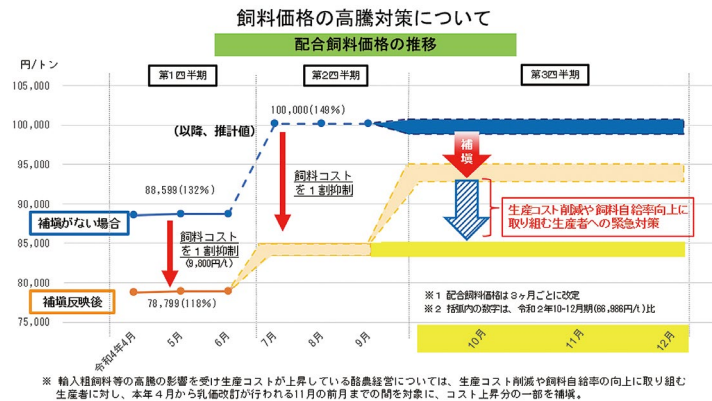


3 飼料価格高騰緊急対策事業について

令和4年度第3四半期において、ウクライナ情勢等の影響で主要原料であるとうもろこしの国際価格や為替等の変動により配合飼料価格の高止まりが想定されました。その一方、安定制度の補填単価については制度の仕組み上減額し、生産者の実質的な飼料コストが急増すると見込まれました。

このため令和4年9月には配合飼料価格安定制度の補填とは別に補填を行う飼料高騰

緊急特別対策を予備費で措置しました。この緊急対策は、令和4年度第3四半期に制度に加入しており、生産コスト削減等に取り組む生産者を対象に補填金を交付し、実質的な飼料コストを第2四半期と同程度の水準とする「配合飼料価格高騰緊急特別対策」と、酪農経営に対し補填金を交付する「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策」の2つの対策で構成されています。配合飼料高騰緊急特別対策としては504億円の内数として430億が措置されました。配合飼料価格安定制度を補完し、対象者には配合飼料1トン当たり6,750円の補填金が令和5年の2月に交付される予定です。



4 おわりに

配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の急激な上昇に対する激変緩和として機能しており、その役割は畜産経営者にとって重要なものとなっています。一方で今後もウクライナ情勢や為替の変動等により予断できない状況が続くことから、今後も基金規模の適正化と安定的な運営に努めてまいりたいと考えています。

畜産経営の経営安定に対しては、本基金制度や予備費による特別対策の他、畜種ごとの経営安定対策や金融対策等を措置しております。これら施策を総合的に活用しながら、生産者の皆様が経営継続をしていけるよう支援してまいります。

肥料価格高騰対策事業について

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等により、肥料の卸売価格が急騰したため、農業経営に影響を受けた、農業者グループの皆様を支援するための制度について、農林水産省農産局技術普及課よりご寄稿いただきましたので、ご紹介します。

農林水産省農産局技術普及課
課長補佐

石原 孝司



1 はじめに

化学肥料の主要な原料である尿素、りん安（りん酸アンモニウム）、塩化加里（塩化カリウム）は、ほぼ全てを海外からの輸入に依存しているところ、穀物需要の増加や原油・天然ガスなどエネルギー価格の上昇等に伴い、輸入価格が高い水準で推移していることから、肥料の卸売価格が大幅に上昇しました。急激な価格上昇は農業経営に大きな影響を及ぼすため、農林水産省においては肥料価格高騰対策事業（予算額：約788億円）を令和4年7月に措置しましたので、その概要について御紹介します。

2 肥料価格高騰対策事業について

本事業は、化学肥料の使用量の低減に取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的としています。

支援の対象者は、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む5戸以上の販売農家のグループとしています。5戸以上が集まって団体を組織することも可能ですが、多くは農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

対象となる肥料は、令和4年6月から令和5年5月までの対象期間に注文・購入する肥料であって、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく肥料

となります。

支援金の額の算定方法は、図1の計算式から算定することとしています。「当年の肥料費」は、農業者が肥料を購入した際の領収書又は請求書を用います。「価格上昇率」は、令和4年秋肥、令和5年春肥、年1回のそれぞれ1年前の価格からの上昇率（計3つ）を農産局長が定めることとしており、令和4年秋肥の価格上昇率は「1.4」に決定しました。

○図1

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費} \times \text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}}{\text{統計データを基に決定}} \times 0.9 \right) \right] \times 0.7$$

申請に必要な書類は、対象期間に注文したものであることが分かる注文票に加え、購入したことが分かるものとして領収書又は請求書、そして、化学肥料の低減に向けてどのような取組を行うのか、農業者ごとに「化学肥料低減計画書」（チェックシート）を提出いただきます。

チェックシートでは、表1に掲げる15の取組メニューのうち、令和4年度又は令和5年度に2つ以上に取り組むこととしています。その際、前年までに既に2つ以上の取組を行っていて、これを継続する場合には、1つ以上の取組メニューに新たに組み、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化・拡大するものとしています。



○表1

取組メニュー	
ア	土壌診断による施肥設計
イ	生育診断による施肥設計
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入
エ	堆肥の利用
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
カ	食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
キ	有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
ク	緑肥作物の利用
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
サ	可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
シ	局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用
セ	化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）
ソ	地域特認技術の利用

本事業は、都道府県等により構成される協議会が事業実施主体となって、農業者グループへ支援金を交付する仕組みとしています。申請時期や提出書類等は協議会ごとに異なりますので、詳細は農林水産省ホームページに掲載している各都道府県協議会のホームページ等からご確認ください。（https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html）

3 おわりに

化学肥料は、作物の収量を高めるため農業現場で多用されてきた一方で、農地への有機物の投入減少による地力の低下や、過剰施用による環境中への流出などが問題となっています。また、持続的な生産基盤の構築に向け

ては、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の節減に向けた取組が必要です。

肥料価格高騰対策事業では、農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向けて農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」における2030年目標の化学肥料使用量の20%低減にも資するように、化学肥料の使用量の低減に取り組む農業者を支援の対象者としています。農業者や地域においては、これまでも化学肥料の低減に向けて取り組まれてきたと思いますが、今般の世界情勢や本事業の活用を機に、さらに肥料コスト低減を進め、国際的な原料価格の上昇に強く、環境にも優しい持続的な農業への転換を進めていただくようお願いします。

小麦の生産と消費について



農林水産省農産局農産政策部貿易業務課長

平野 賢一

平素より、農林水産行政の推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。今回、小麦の生産と消費について寄稿の機会を頂戴しましたので、近年の動向をご説明申し上げます。

1.



小麦の消費動向について

小麦は、我が国の食生活において、パン、麺、菓子等、多様な用途で使用されています。原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なっています。小麦粉の種類は、たんぱく質の含有量によって強力粉（パン用）、準強力粉（中華麺用）、中力粉（うどん用）、薄力粉（菓子用）等に分類されています。

昭和49年以降、小麦の1人当たりの年間消費量は、おおむね31～33kgで安定的に推移しており、総人口についても、ここ数年では大きな変動が見られないものの、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響があったことから、年間の総消費量は560万t前後となっています。



2.



小麦の輸入動向について

我が国は、小麦の需要量の多くを海外から輸入しています。年間の輸入量は近年470万～520万t程度で推移し、主な輸入先国は、アメリカ、カナダ、豪州の3か国となっています。

海外から輸入される小麦は、国家貿易制度の下、政府が商社を通じて輸入し、製粉企業等に売り渡すとともに、政府が製粉企業等に売り渡す価格（政府売渡価格）は、穀物の国際相場や海上運賃、為替等の動向を反映した買付価格に連動して、年2回改定されています。

直近の令和4年10月期の政府売渡価格は、ウクライナ情勢による輸入小麦の買付価格が急激に変動したことから、その影響を緩和するため、緊急措置として、令和4年4月期の政府売渡価格（72,530円/t）を適用しました。

このように、輸入小麦の価格を実質据え置くことで、急激な価格の変動が事業者や消費者の皆様と与える影響を緩和することに繋がると考えています。

3.



小麦の国内生産の 動向について

小麦の国内生産については、近年の作付面積は約21万haと横ばいで推移していましたが、令和3年産の作付面積は、全国で22.0万haとなり、前年産までと比較して7,400haの増加となりました。また、令和3年産の生産量は、天候に恵まれ、生育が順調で登熟も良好であったこと等から、前年産に比べ、全国で12.9万t増加の107.8万tとなりました。

このように、令和3年産の生産量は増加しましたが、小麦の国内生産については、収穫期の降雨等、天候の影響により単収の年次変動が大きく、収量の安定化が課題であり、また、国内の生産量が100万tを超えても、我が国の小麦の食料自給率は17%（令和3年度・重量ベース）にとどまっています。

ロシアによるウクライナ侵略によって、小麦をはじめとする穀物等の輸入価格が高騰する中、国産農産物の生産を拡大し、我が国の食料安全保障の確保を図ることが求められています。

このため、農林水産省は、令和4年度第2次補正予算において、国産小麦の生産振興等に必要な対策を措置するとともに、食料安全保障の強化等の課題に対応するため、制定から20年以上が経過した食料・農業・農村基本法の総合的な検証及び見直しに向けた検討を開始しました。

4.



小麦の輸出動向について

小麦製品の輸出については、その大部分を占める小麦粉の輸出量が、近年、主要輸出先国の製粉技術の向上や現地製粉工場の立上げ等により減少傾向にあります。アジア諸国における日本の麺やパンの原料需要の高まりにより、ここ数年は約17万tで推移しています。

国内で生産される小麦製品については、これまで国内消費への供給が中心でしたが、日本の加工技術を生かした製品を中心に、その輸出促進に取り組んでまいります。

5.



おわりに

以上、簡単ではありますが、小麦の生産と消費についてご紹介いたしました。我が国の小麦は、その多くを輸入してきましたが、ウクライナ情勢による輸入価格の高騰により、改めて、国産小麦の重要性が認識されたと考えています。農林水産省としては、安定的な輸入と国内生産の拡大により、小麦の安定供給に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。



牛乳の生産と消費について



農林水産省畜産局牛乳乳製品課長
大熊 規義

平素より農政の推進に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。本稿では、生乳（乳牛から搾ったままの乳）の需給動向や消費拡大等の取組について御紹介します。

1. 生乳の需給構造について

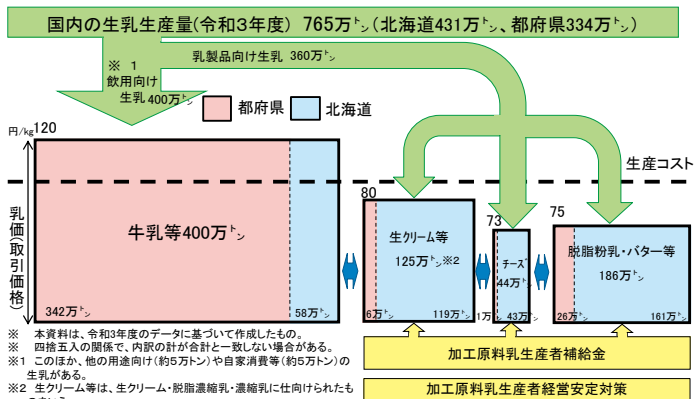
生乳は、毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整しています。乳価（乳業メーカーと生産者団体等との取引価格）は、生乳の用途毎に異なっており、飲用牛乳は、長期保存がきかないため、需要に応じて生産され、また、輸入品と競合しないため、その乳価は生産コストを上回っています。他方、バターや脱脂粉乳等の乳製品は長期保存が可能であることから、生乳の需給調整の役割を果たしていますが、輸入品と競合するため、乳価が生産コストを下回っています。この乳価と生産コストの差については、国が補給金を交付し、生乳の再生産を確保しており、これにより生乳需給全体の安定と酪農家の経営安定を図っています。

なお、バター・脱脂粉乳の輸入については、無秩序に輸入されると国内の需給調整に悪影響を及ぼすため、国家貿易によりその種類、量、時期等を調節しています（図1）。

2. 生産量等の推移について

生乳の生産量は、飼養頭数の減少等により減少傾向でしたが、生産基盤強化対策等により令和元年度に増加に転じ、令和3年度は765万トンでした（図1）。なお、輸入乳製品を含む我が国の生乳の総需要は約1,200万トンとなっています。

牛乳等への仕向け量は、長期的には他の飲料との競合により減少してきましたが、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しています。乳製品への仕向け量は、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じるとともに、需給調整品目であるバター・脱脂粉乳向けが増加した結果増加しています（図2）。



※ 本資料は、令和3年度のデータに基づいて作成したものである。
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
 ※1 このほか、他の用途向け(約5万^ト)や自家消費等(約5万^ト)の生乳がある。
 ※2 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

	30年度	令和元年度	2年度	3年度
生産量	728 (▲0.1)	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)
牛乳等向け処理量	401 (+0.6)	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)
乳製品向け処理量	323 (▲0.8)	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)
うち脱脂粉乳・バター等向け	148 (-)	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)
うちチーズ向け	40 (-)	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)
うち生クリーム等向け	127 (-)	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

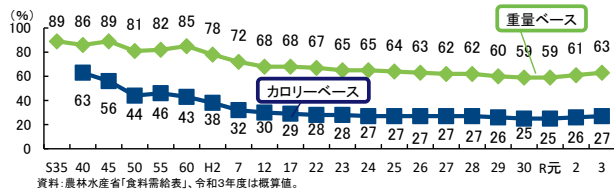
3.

牛乳・乳製品の消費動向等について



牛乳等の1人あたり消費量は近年横ばいで推移しております。また、乳製品の1人あたり消費量は、食生活の多様化等に伴い、チーズ、生クリームの消費が拡大しています。

また、牛乳・乳製品の自給率は、令和3年度は生乳生産量が増加したことから重量ベースでは前年度より2ポイント増加し、63%となっています。(図3)

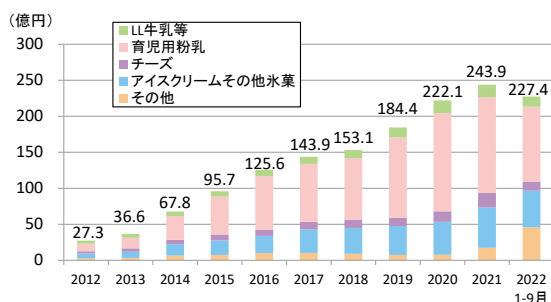


4.

牛乳・乳製品の輸出動向等について

日本国内の食のマーケットの縮小が見込まれる中、政府においては、農林水産物・食品について、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円の輸出額目標を設定しており、牛乳・乳製品についても重点品目に位置づけられています。

牛乳・乳製品の輸出実績は、近年堅調に増加しており、令和3年は244億円と過去最高となりました。令和4年についても、9月時点で対前年比126%の227億円となっています(図4)。農林水産省では輸出目標の達



成に向け、①生産者、乳業者、輸出事業者の3者が連携したコンソーシアムによるプロモーションの実施、②輸出先国が求める水準を満たす乳業施設の整備への支援等を通じて、更なる輸出拡大を推進しています。

5.

生乳の需給緩和・消費拡大について

生乳は、例年、学校給食が停止する春先と年末年始に需給が緩和するため、乳業メーカーでは、この時期に脱脂粉乳・バター、チーズの製造量を増加させて需給を調整しています。しかし、前述したとおり、生乳生産量が増加に転じたタイミングで新型コロナウイルスの影響により業務用需要が低下したことで、生乳需給は大変厳しい状況となっています。農林水産省では足元の需給ギャップを改善するため、令和4年度補正予算において、生乳の生産抑制や乳製品の在庫低減対策への支援を行っています。また、生乳需給の改善のためには牛乳乳製品の消費拡大も重要なため、BUZZ MAFF等を通じて消費拡大を呼びかけるほか、令和4年6月に「牛乳でスマイルプロジェクト」を(一社)Jミルクとともに立ち上げました。本プロジェクトでは、趣旨に賛同いただける企業・団体・自治体など幅広い方々に参画していただき、共通ロゴマークの下で一体感を持って更なる牛乳乳製品の消費拡大に取り組んでいます。



6.

おわりに



飼料等の生産コストが上昇し、酪農経営は厳しい状況となっていますが、引き続き酪農業に関わる皆様に寄り添った施策の推進に努めてまいります。

信用基金の動き

-  11/25 第4期中期計画の変更について主務大臣が認可
-  12/2 令和4年度年度計画の変更について主務大臣に届出

新年明けましておめでとうございます。

年末年始は、いかがお過ごしになりましたでしょうか。久しぶりに旅行や実家へ帰省したりゆっくりと過ごされた方も多いと存じます。

おかげさまで、広報誌「基金 now」は3周年を迎えることができました。ここまで発刊を継続することができたのは、ひとえに関係者の皆様のご協力があったことです。この場をお借りして、御礼申し上げます。


今号より編集担当として携わらせていただきました。慣れないこともあり、ご寄稿頂いた皆様にご迷惑をおかけしたこともあったかと思えます。改めて、ご協力いただきました皆様に御礼申し上げます。

ご寄稿いただいた記事を拝読していると、各県の農林水産業の特徴や特色など、とても魅力的な場所であることが伝わり、編集作業をしながら、旅行に行きたい欲がどんどん高まっていきました。新型コロナウイルスの状況次第ではありますが、2023年は機会をみて各地に行ってみたいと思います。

最後に、2023年が皆様にとって良い年になりますよう心からお祈り申し上げます。本年も「基金 now」をどうぞよろしく願いいたします。

(広報誌編集担当 T)

編集後記

 2023年1号 No.11 2023年1月20日発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課
(問合せ先) 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階
TEL: 03-3434-7813 MAIL: kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 株式会社ブルーホップ

独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。